

事 務 連 絡

令和 6 年 1 月 5 日

公益社団法人岡山県医師会

一般社団法人岡山県薬剤師会

一般社団法人岡山県病院協会

岡山県麻薬卸協会

岡山県病院薬剤師会

御中

岡山県保健医療部医薬安全課

令和 6 年能登半島地震における医療用麻薬の移動の取扱いについて

このことについて、別添のとおり厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課から事務連絡がありましたので、御了知のうえ、貴会員への周知方よろしく願います。

なお、本事務連絡は、次のホームページに掲載しておりますので、念のため申し添えます。

記

○ 通知掲載アドレス

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>

事 務 連 絡
令 和 6 年 1 月 4 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中
地方厚生（支）局麻薬取締部（支所） 御中

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

令和6年能登半島地震における医療用麻薬の移動の取扱いについて
(医療機関及び薬局への周知依頼)

今般の地震による被災地の医療用麻薬の移動の取扱いについては、被災各県において、医療用麻薬の需給が逼迫している状況に鑑み、必要な医療用麻薬の供給を早期に確保する観点から、被災県内での麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者からの譲渡の取扱いにつきましては、下記の手順に従い取り扱うこととしますので、被災地における医療用麻薬を必要とする者への供給に支障なきよう、貴管下の関係者に周知してください。

なお、本事務連絡における取扱いの終了期限については、今後、被災地の状況を把握した上で、別途通知します。

記

- (1) 麻薬小売業者及び麻薬診療施設の開設者は、保有する麻薬の譲渡を行おうとする場合において、その所在地を管轄する地方厚生局麻薬取締部宛てに譲渡する医療用麻薬の名称、数量及び譲渡先について電話連絡をしてください。
- (2) 譲渡後、麻薬診療施設の開設者にあつては、麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、麻薬小売業者にあつては、同法第24条第12項第2号の規定に基づく医療用麻薬の譲渡許可申請書を地方厚生局麻薬取締部に提出してください。

以上